

1. ナンバープレートカバー装着禁止の導入について

- ① 透過率が高い、透明なナンバープレートカバーは視認性に問題を与えないのではないか。（着色しているナンバープレートカバーのみ禁止にするべき。）

【考え方】

「ナンバープレート表示の視認性確保等に関する検討会」（以下「検討会という。」）では、平成20年6月4日にナンバープレートカバーの視認性調査として、ナンバープレートカバーを装着して走行する先行車両を、被験者が後続車両の運転席や路上から観察し、ナンバープレートの見やすさやナンバー表示の読み取りを評価しました。

その結果、カバーの透過率が高い透明なカバーについても、装着していないナンバープレートより見にくいとの評価をした被験者の割合が明らかに高くなり、また、ナンバープレートの文字の読解を求める調査においても、正答率の低下が見られました。

このように、透過率が高い透明なナンバープレートカバーについても、視認性に影響を与える結果が得られたため、今般の措置を取ることが適当と考えます。

- ② ナンバープレートカバーの装着禁止は、後方のナンバープレートだけで良いのではないか。
（前方のナンバープレートに取り付けるナンバープレートカバーは容認するべき。）

【考え方】

バイクや一部の大型特殊自動車等を除き、ナンバープレートは、自動車の前面及び後面の見やすい位置に取り付ける事とされており、前方からの視認性についても重要性が高いことから、前方のナンバープレートカバーに限って、許容することは不適当と考えます。

- ③ ナンバープレートカバーを全面禁止にするのであれば、国土交通省から認可したナンバープレートカバーを販売してほしい。

【考え方】

①でお示ししたとおり、透過率が高い透明なナンバープレートカバーであっても、視認性に影響を与える結果が得られたことから、特定のナンバープレートカバーに限って、許容することができないことにつきまして、ご理解頂きますようお願い申し上げます。

- ④ ナンバープレートに虫や水あかが付着すると、その汚れが落ちにくくなるし、また、ナンバープレートの汚れを落とそうと強く擦るとナンバープレートの塗色が薄くなってしまいますので、ナンバープレートカバーを装着している。

ナンバープレートカバーを禁止するなら、例えば自動車のボディのように、ナンバープレートの塗膜を厚くしたり、塗膜の上にコーティングを施すなどして、汚れが落ちやすいように改善して欲しい。

【考え方】

ナンバープレートについては、洗浄方法によっては、ある程度の退色、劣化があり得ます。他方、ナンバープレートには、一定の品質基準を設けており、通常の使用、洗浄を行っている限り、表示の判読性が損なわれなだけの耐久性は確保しているものと考えております。ナンバープレートカバーには、プレートそのものの汚れを防ぐというメリットはあるものの、視認性を損なうというデメリットは看過しがたく、今回の判断に至ったものです。なお、今回の検討の一環として、ナンバープレートメーカーが洗浄試験を実施しておりますので、その結果を引用します。

【ナンバープレートメーカーによる洗浄試験結果】

市販されているA社シャンプー、B社のクリーナー（アルカリ剤入り）、C社シャンプー（コンパウンド入り）の3社の洗剤を用意し、それぞれの使用方法に沿って、水垢汚れのあるナンバープレートを洗浄した結果、以下のとおり考察された。

- ① 適切な洗浄剤を用いると、ナンバープレートの汚れ、シミ、虫による汚れなどはかなりの部分取り除くことが可能。
- ② 虫汚れを取り除く薬品などにはアルカリ性のものがあり、その場合アルミ（ナンバープレート素材）への使用には注意が必要（アルカリ性の薬品はアルミニウムを腐食させる：今回の試験では異常は認められなかったが、繰り返しの使用、薬品を付けたままの放置には注意が必要なものと思われる）。
- ③ コンパウンド入りの洗浄剤は汚れを落とす力が強いので、柔らかい布・スポンジで軽く擦ってきれいにするのが肝要である。このような使用方法を守らず、強い力でかつ堅い布などで汚れを落とそうとすると、塗膜まで傷めてしまうので注意が必要。
- ④ ナンバープレートの汚れなどは、汚れが付着してからなるべく早く洗い流すことが重要で、放置すると汚れが落ちにくくなる。

（検討会報告書P15（3）より抜粋）

- ⑤ ナンバープレートカバーを全面禁止にするならば、汚れたナンバープレートを無償で交換するなどの措置を講じてほしい。

【考え方】

上記④でお示ししたとおり、通常の使用、洗浄を行って頂ければ、ナンバープレートの表示を継続して判読し得るための耐久性は確保しているものと考えており、無償交換を前提としていないことにつきまして、ご理解頂けますようお願い申し上げます。

⑥ ナンバープレートカバー以外にも、ナンバープレートに角度をつけて見えにくくする商品も装着禁止にしてほしい。

【考え方】

ナンバープレートの表示義務について、道路運送車両法第19条（以下「法」という。）では、ナンバープレート及びこれに記載された番号が見やすいように表示しなければならないと定められており、具体的な表示方法として、法施行規則第8条の2により、運行中、ナンバープレートの番号が判読できるように、確実に取り付けるようにすることとなっております。

このため、道路を運行中にナンバープレートを判読できないように取り付ける行為は、現行においても違法行為となります。

2. 大型貨物自動車の後部ナンバープレート取付位置の基準策定について

① 今回の基準は既存の大型貨物自動車にも適用（遡及適用）するべきでは。

【考え方】

ナンバープレートを見やすいように表示しなければならないことは現行法でも義務づけています。今回の措置は、大型貨物自動車の後部ナンバープレート取り付けについて、その基準をできるだけ明確にしようとするものですが、基準の範囲内に収まるようにするためには、自動車の設計段階からこれを考慮する必要があることから、今回の基準は、新たに製作される大型貨物自動車に適用されるべきものと考えます。

② ナンバープレート取付位置の基準を策定するだけでなく、泥や砂でナンバープレートを汚して見えにくくしている車両も取り締まってほしい。

【考え方】

ナンバープレートの表示義務について、道路運送車両法第19条（以下「法」という。）では、ナンバープレート及びこれに記載された番号が見やすいように表示しなければならないと定められており、具体的な表示方法として、法施行規則第8条の2により、運行中、

ナンバープレートの番号が判読できるように、確実に取り付けるようにすることとなっております。

このため、道路を運行中にナンバープレートを判読できないように取り付ける行為は、現行においても違法行為となります。

③ 大型貨物自動車のナンバープレートをもっと大型化にするべきでは。

【考え方】

今般の措置は、特に低床の大型貨物自動車は突入防止装置との関係等により、ナンバープレートの取付スペースが十分に取れない事情から、バンパー等の陰に隠れる等見えにくいところに取り付けられているナンバープレートの実情を改善しようとするものです。ナンバープレートそのものの大型化については、取付位置の検討等を含め、今後の課題であると考えます。

④ 適用除外を設けず、全車種にこの基準を適用するべきではないか。

【考え方】

車両運搬車、可動荷台を有する自動車などのうち、車両の構造上、物理的に本基準を満たすことができないものについては、やむを得ないものと考えますが、当然のことながらナンバープレートは見やすい位置に取り付けることが前提となっているため、視認性の確保が図られるよう、継続して指導していきたいと考えています。